緊急時対応計画

１．目的

本計画は、特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議（以下「当法人」）において個人情報漏えい等の事故が発生した場合に備え、鎌倉市及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施することで、被害の最小化又は未然防止を図ることを目的とする。

２．適用範囲

本計画は、当法人が保有または管理するすべての個人情報（紙媒体・電子データを含む）に適用する。

３．対応体制の明確化

（１）情報セキュリティ責任者（CSIRT）：事務局長

（２）対応チーム：センター長、センター長補佐、ICT 活用事業担当者

（３）外部連携：弁護士、システムベンダー、情報処理推進機構(以下「IPA」）窓口相談

４．初動対応手順

（１）事実確認

①漏洩の有無、対象データの範囲、原因の確認。

②関係するシステムや端末の一時停止。

（２）上長・責任者への報告

①発見者は直ちに情報セキュリティ責任者に報告。

②責任者は理事長へ速やかに報告。

（３）記録

①発生日時、発見者、状況、初期対応を記録する。

５．被害拡大防止

（１）漏洩経路の遮断（ネットワーク切断、アカウント停止)。

（２）紛失・盗難の場合は速やかに警察へ届け出。

（３）必要に応じ、システムベンダーに調査依頼。

６．関係者・外部への連絡

（１）組織内連絡：全職員へ注意喚起。

（２）会員・登録団体・取引先：影響範囲を特定のうえ、誠意ある説明・対応。

（３）監督官庁：鎌倉市へ報告（重大リスクがある場合)。

（４）外部機関：IPA、弁護士等へ相談。

７．事後対応と再発防止

（１）原因分析と対策立案（技術的対策、手順改善、教育強化)。

（２）教育訓練の実施（年１回以上のセキュリティ研修)。

（３）本計画の見直しと更新。

８．記録と保存

発生から終息までの対応記録を文書化し、5 年間保存する。

９．附則

（1）本計画は、2025 年 9 月 10 日より施行する。

（2）本計画の見直しは毎年 9 月に実施する。